

別紙

令和3年 2月 18日

【重要】行政書士ADRセンター兵庫における調停手続業務の一時休止について
行政書士ADRセンター兵庫

令和3年1月13日、兵庫県など7府県に緊急事態宣言の発令があり、また、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止を図るため、当センター調停人候補者等の関係者及び事務局並びにご利用者等の安全を考慮し、当センターに係る調停手続の受付業務、事前相談（電話相談除く。）及び調停を含む業務を当分の間、一時休止します。

（※参考－令和3年1月7日、東京都など1都3県に緊急事態宣言発令）。